

琢美

令和5年度

(令和5年4月~6年3月)

地区別日程表

=集積場所に排出できるのは家庭のごみのみです。事業所のごみは出せません。=



「甲府市ごみ分別アプリ」配信中!!

収集場所からの資源物・有価物・燃えないごみ(紙類・びん類・金属類)の持ち去りは禁止です。(違反すると罰金となる場合があります)

燃えるごみ
(可燃ごみ)
ごみ収集課
問合せ 241-4313

- 収集日の朝、**8時30分**までに決められたものを、決められた燃えるごみの集積場所に出してください。
- 紙おむつの汚物は、トイレへ流してください。
 - 汚れた紙くず(ミックスペーパー以外) ●生ごみ
 - ビデオテープ ●カセットテープ ●CD・DVD
 - 運動靴 (ごみ処理券を貼る)
(ごみ燃えないごみへ)
 - 革靴
 - ゴム長靴 ●サンダル
 - 木の枝
 - ビン・缶類・ハンガー(針金)・金属などの燃えないものが混入している場合は収集しません。

※年末の燃えるごみ収集は、12月29日(金)まで通常どおり収集します。
※ミックスペーパーの収集は12月27日(水)まで収集します。
※プラスチック製容器包装は12月23日(土)まで収集します。
※年始は、1月4日(木)より通常どおり収集します。

燃えないごみ
(不燃ごみ)
(可燃性粗大ごみ)
(不燃性粗大ごみ)
ふとん
(ジュータン類)

品目別収集をしております
ごみ収集課
問合せ 241-4313

- 収集日の朝、**8時30分**までに決められたものを、決められた燃えないごみの集積場所に出してください。

収集日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	27	30	27	26	25	26	26	28	25	30	27	28

- 不燃ごみ
- 板ガラス ●割れビン ●化粧品ビン ●コップ ●カミソリ
 - アルミハク ●携帯電話 ●鏡 ●ガラス類 ●茶わん ●包丁
 - ラジカセ ●枝バサミ ●カマ
 - 必ず電池を抜いてください。
 - 集積所へは不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、ふとん・ジュータン類を区別して出してください。
 - 水色の指定ごみ袋で出してください。
 - 指定ごみ袋に入らないものは、ごみ処理券を直接貼って出してください。
 - 木の枝は基準寸法(1m×30cm)に束ね、指定袋に入らない同一種類のものや一対のものは、紐などで持ちやすい形状にまとめ、ごみ処理券を1枚貼って出してください。
 - 刃物や割れたガラスなど鋭利なものは、新聞紙などに包んで指定ごみ袋に入れてください。
- 引火性危険物
- ライター(ガス・オイル)なるべく使い切って、透明なビニール袋に入れて集積所の隅に燃えないごみと分けて出してください。
 - 電子タバコ 透明なビニール袋に入れ、他のごみとは分けてください。
- ふとん・ジュータン類
- ふとん ●ジュータン ●マットレス ●カーベット ●クッション ●毛布 ●まくら(50cmを超えるもの) ●電気カーベット他
- 粗大ごみ
- 旅行かばん ●ドア(木製) ●フスマ ●障子戸(木製)
 - ゴルフバック
 - ベビーダンス ●木製机 ●洋服ダンス ●木製食器棚 ●木製イス
 - 家具調コタツ ●コタツ板 1本の太さは15cm以下
 - スキーボード ●フルシート 1m以内 30cm以内
 - 木の枝
- 不燃性粗大ごみ
- ギター
 - ソファー
 - カーボン製
 - ステレオ
 - 扇風機
 - 座いす

資源物

ごみ減量課
問合せ 241-4327

►資源物回収は、市が行う行政回収です。

►回収日の朝、**8時30分**までに決められたものを、燃えないごみの集積場所に出してください。(袋に入れる場合は、種類ごとに分けて透明・半透明袋に入れてください。)

回収日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	5	2	1	5	3	4	3	1	4	9	6	4

有価物

問合せ
各自治会へご確認ください。

►有価物回収は、各自治会が自主的に行う集団回収です。►実施の有無や回収場所、回収時間については、それぞれの自治会にご確認ください。

回収日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	19	24	21	18	21	15	18	13	13	24	21	14

資源物
有価物

出せるものは同一です
問合せ 241-4327

- 紙類
- 新聞紙(チラシを含む) ●段ボール
 - 紙箱類 ●紙袋類 ●包装紙類
 - 雑誌(本・週刊誌) ●単行本など
 - 牛乳パック類 (中身の色のないミックスペーパーへ)
※必ず洗って乾かして切り開いてください
- ビン類
- ビール瓶 ●酒瓶 ●調味料瓶
 - ワイン瓶 ●ドリンク瓶 ●ジュース瓶
 - 電子レンジ ●ファンヒーター ●ガステーブル (必ず電池を抜いてください)
 - ストーブ (必ず電池と灯油を抜いてください)
- 衣類
- 衣類・布類
 - 湯わかし器 (必ず電池を抜いてください)
 - やかん ●なべ
 - ハンガー(針金)
 - アルミ製網戸 (網は外してください)
 - ミシン
 - 自転車
 - スチール製 (かこなどに付けてください)
- 金物・鉄類
- アルミ缶
 - スチール缶
- カセットボン・スプレー缶 (空のまま穴を開けない)
- ペットボトル
- ペットボトルは、透明の△だけ。

プラスチック製容器包装
ごみ減量課
問合せ 241-4327

- 回収日の朝、**8時30分**までに燃えるごみの集積場所に出してください。
- 透明又は半透明のビニール袋(なるべく大きな袋)で出してください。
- 中身を空にして、汚れている物は軽くすすぎ、水を切ってから出してください。
- Plastics Smart
- ※甲府市は環境省の実証する「プラスチックスマート」に登録しています。
- カップ類 (カップ類・プリン・ヨーグルトなどに入っていたプラスチックのカップ容器など)
- 袋類 (パン・米・菓子・冷凍食品などが入っているもの)
- 緩衝材類 (泡入りスチロール類)
- ボトル類 (シャンプー・リンス・洗剤・乳酸飲料など)
- パック・色物トレイ類 (なごみ・豆腐・刺身・惣菜など)
- ふた・ラベル類 (容器のふたや、ペットボトルのラベルなど)

ミックスペーパー
ごみ減量課
問合せ 241-4327

- 回収日の朝、**8時30分**までに燃えるごみの集積場所に出してください。
- 分別した紙類は、紙袋(デパート・スーパー等のもの)に入れてテープやホチキスなどで口を閉じて出してください。
- 紙袋が無い場合は、45㍑程度の透明又は半透明のポリ袋で出してください。(レジ袋、段ボール箱は不可)
- 紙類全般
- 紙箱類
 - 写真類
 - (布やフィルムなど紙以外のもの)
 - レシート・伝票類
 - カレンダー類 (持ち手がプラスチックなど紙のもの)
- ※紙以外のもの(ホチキス・セロテープ・金具など)が付いていてもそのまま出すことができます。
- ゼッタイ、ダメ!
- 段ボール箱に入れて出すことはできません。

廃食油回収について
広報で日程を確認してください。

陶磁器製食器の回収について

毎週火・金曜日(8:45~16:45)に甲府市環境センター2Fごみ減量課で受け付けます。(祝日・振替休日は除く。年末は12月26日まで)

甲府市リサイクルプラザでも受け付けます。(月曜日・祝日の場合は翌日・年末年始・施設保守点検日は除く)

毎週水・木曜日(10:30~12:00・13:00~16:00)

※創られた陶磁器製食器も対象です。また、箱入りの未使用品に限り陶磁器製以外でも回収します。

※飲食店・事業所等からの持込はできません。

小型家電・インクカートリッジの回収について

各公民館等の回収ボックスに投入してください。(回収時間については、各施設の開館時間内にお願いします。)

●小型家電(携帯電話・ノートPC等の小型電子機器)。デスクトップ型PCは、甲府市環境センターのみ回収しています。(平日8:30~17:15)

事業系のごみ

会社、商店、飲食店など事業活動からくる一般廃棄物は、市内の家庭系ごみ集積所に出すことはできません。自ら甲府・東京クリーンセンターに持ち込むか、甲府市で許可した収集運搬業者に収集を委託してください。

家庭からの多量ごみ

大掃除・引越し・植木の手入れなどにより、一時に多量のごみが発生した場合は「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源物」に分別して自ら甲府・東京クリーンセンターに持ち込むか、ごみ収集課へご相談ください。

問い合わせ先
甲府市環境センター
241-4313 FAX 241-6190

●ごみの収集、ごみの出し方は
●ごみの減量、有価・資源物等は
●公害、浄化槽等は
●地球温暖化対策は
●不用品活用情報等は
●ごみの処理、ごみの持ち込みは
甲府市リサイクルプラザ 241-4357

出せないもの

- 使用済みティッシュペーパー・キッチンペーパー
- ウェットティッシュ
- 紙おむつ
- プラスチックシール類
- パルプモールド(たまご等のパッケージ)
- ダンボール

自分で甲府・東京クリーンセンターへ搬入する場合

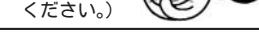
搬入時間
午前8:30~正午
午後1:00~5:00

(日曜・祝日・振替休日・年末年始を除く。)

※ただし有料となります。

死亡した動物(犬・猫等)も搬入時間は同じです

(詳細についてはお問い合わせください。)



詳しくは、「ごみの分け方・出し方」の冊子をご覧ください。ごみの野外焼却は禁止されています。

※この紙は再生紙です。